

旭水艇友会会則等

綱 領

1. 会員資格

- (1) 第六高等学校漕艇部だった人
岡山大学漕艇部だった人
- (2) 会員の紹介により入会を希望する人

2. 会の目的

会員相互の親睦を図り，岡山大学漕艇部を後援する

3. 会費

年 一口 5, 0 0 0 円 （他に，一般寄付 特別寄付に協賛）

会 則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は，旭水艇友会（以下，会則及び規程において「会」という。）という。

(会 員)

第2条 この会は，第六高等学校又は岡山大学在学中に漕艇部に在籍した者，及びこの会の目的に賛同する者をもって構成する。

- 2 前項の該当者は，特別の申し出のない限り永年会員とする。
- 3 第1項の会員は，前項の特別の申し出により退会することができる。
- 4 第2項の特別の申し出により退会した者の再入会を妨げない。

(目 的)

第3条 この会は，会員相互の親睦を図り，岡山大学漕艇部を継続的に後援し，ボート競技の発展を図ることを目的とする。

(趣 旨)

第4条 本会則は，綱領の趣旨を具体化しつつ，この会の維持発展を通じて，前条の目的を達成するために，持続可能な組織としての体制を規定するものである。

(事 業)

第5条 この会は，前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 旭川艇友誌の発行
- 2 インターネット上のホームページの運営
- 3 岡山大学漕艇部への財政支援
- 4 岡山大学漕艇部への監督及び社会人コーチの派遣
- 5 岡山大学及び岡山大学漕艇部との連絡及び調整
- 6 その他のボート競技団体及び関係機関との連携及び調整
- 7 岡山大学漕艇部が出漕する試合での応援及び各種大会の運営補助
- 8 その他，この会の目的を達成するために必要な事業

(事務局の所在地)

第6条 この会の事務局を岡山大学漕艇部艇庫（岡山県岡山市中区沖元242番8）に置く。

第2章 役員

(役員)

第7条 この会には、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 総務 若干名
- 4 会計 若干名
- 5 広報 若干名
- 6 行事 若干名
- 7 監事 1名以上

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて名誉会長を置くことができる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。ただし、会長及び副会長は、同職について連続4期を限度とする。

3 役員は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでの間は、引き続きその職務を行う。

4 前三項の規定にかかわらず、名誉会長の任期は、その都度定めるものとする。

(役員選任)

第9条 会長及び副会長は、会員の互選により選出する。

2 総務、会計、広報、行事及び監事は、会長が指名し、総会で承認を得るものとする。

3 監事は、他の役員を兼任することができない。

4 名誉会長は、会長が依頼し、総会で承認を得るものとする。

(役員任務)

第10条 会長は、この会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 総務は、会長の指示を受け、会務を処理する。

4 会計は、会長の指示を受け、会計事務を処理する。

5 広報は、会長の指示を受け、ホームページを管理する。

6 行事は、会長の指示を受け、行事を主催する。

7 監事は、この会の会計事務を監査する。

(会長職務の代理)

第11条 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する役員が、順次に会長の職務を代理する。

2 会長は、第一順位及び第二順位は副会長から、第三順位以下はその他の役員から指名しなければならない。

3 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第1項に規定する役員が会長の職務を代理する。

第3章 議決機関

(総会)

第12条 総会は、原則として年1回開催し、会長が必要と認めたときは、臨時に開くことができる。

2 総会は、会長がこれを招集する。

3 会長は、役員総数の3分の1以上の役員から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から1月以内にこれを招集しなければならない。

4 総会に議長を置き、議長はその都度選任する。

5 総会は、役員の過半数及びその他会員20人以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 前項の場合において、あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び総会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。

7 総会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 総会の決議について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

9 議長及び総会において選任した会員2名は、総会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

10 前項の規定にかかわらず、議事録は第5条第1号に規定する旭川艇友誌への記載をもって代えることができる。

(誌上総会)

第13条 前条の規定にかかわらず、第5条第1号に規定する旭川艇友誌に議事及び事務局意見を掲載し、相当な期間を定めて会員の意見を聴取する誌上総会により、総会の開催とすることができる。

2 前項の場合、総会の議事は、寄せられた会員の意見の過半数で決定し、可否同数のときは、役員の過半数で決定する。

3 前項の場合に、役員意見が可否同数のときは、会長の決するところによる。

(インターネット総会)

第14条 前二条の規定にかかわらず、第5条第2号に規定するホームページに議事及び事務局意見を掲載し、相当な期間を定めて会員の意見を聴取するインターネット総会により、総会の開催とすることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、インターネット総会の場合に準用する。

(総会の決議事項)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- 1 事業報告及び収支決算の承認
- 2 会則の改正
- 3 規程の制定、改正及び廃止
- 4 役員改選
- 5 その他この会に必要な事項

(役員会)

第16条 役員会は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。

- 3 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 役員会は、次の事項を議決する。
 - 1 事業計画及び収支予算
 - 2 総会の承認事項
 - 3 その他この会に必要な事項

第4章 会計

(会計)

第17条 この会の経費は、会費、一般寄付金、特別寄付金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 この会の資産は、総会の定める方法により、会長が管理する。
- 3 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(会費)

第18条 前条第1項に規定する会員の納入すべき会費は、年間5千円とする。

- 2 前条の規定にかかわらず、監督及び社会人コーチの会費は、その任にある間は免除する。但し、自由意思による納入を妨げるものではない。

(特別会計)

第19条 この会は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第20条 この会の予算は、毎会計年度開始前に、会長において編成し、役員会の同意を得なければならない。

(決算)

第21条 この会の決算報告書は、毎会計年度終了後2月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、総会の認定を得なければならない。

- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、事務局に備えて置くとともに、会員その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第22条 この会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、翌年12月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第23条 この会の会計に関しては、法令等及びこの会則に定めのあるもののほか、総会において定める経理規程により処理する。

(役員報酬等)

第24条 役員には報酬を支給しない。

(監事による監査)

第25条 監事は、この会の財産の状況を監査しなければならない。

- 2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、役員会に報告するものとする。

第5章 支部

(支部の設置)

第26条 この会には、同一地域における会員（以下「支部会員」という。）10名以上の申し出により、総会の承認を得て、支部を置くことができる。

2 支部の事務局は、支部長宅をもって充てる。

3 この会の本部所在地の支部の役員、支部議決機関及び支部会計は、本部が兼ねることを妨げない。

（支部役員）

第27条 前条の各支部に次の役員（以下「支部役員」という。）を置く。

1 支部長 1 名

2 幹事 若干名

3 会計 1 名

2 各支部は、前項の会計を設けないことができる。その場合の支部会計事務は支部長が行うものとする。

（支部役員を選任）

第28条 支部長は、支部会員の互選により選出する。

2 幹事及び会計は、支部長が指名し、支部総会で承認を得るものとする。

（支部役員の任務）

第29条 支部長は、各支部を代表し支部会務を総理する。

2 幹事は、支部長の指示を受け、支部会務を処理する。

3 会計は、支部長の指示を受け、会計事務を処理する。

（支部長の職務の代理）

第30条 支部長に事故あるとき、又は欠けたときは、支部長があらかじめ指名する役員が、順次に支部長の職務を代理する。

2 支部長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、前項に規定する役員が支部長の職務を代理する。

（支部決算）

第31条 支部の決算報告書は、毎会計年度終了後2月以内に支部長において作成する。

2 前項の書類については、事務局に備えて置くとともに、会員その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。

（準用）

第32条 第8条、第12条、第15条から第17条まで、第20条及び第22条から第24条までの規定は、支部に準用する。この場合において「役員」とあるのは「支部役員」と、「総会」とあるのは「支部総会」と、「会長」とあるのは「支部長」と、「20人」とあるのは「5人」と、「事業報告」とあるのは「支部事業報告」と、「収支決算」とあるのは「支部収支決算」と、「会則」とあるのは「支部規約」と、「事業計画」とあるのは「支部事業計画」と、「収支予算」とあるのは「支部収支予算」と、「この会」とあるのは「当該支部」と、「会費、一般寄付金、特別寄付金」とあるのは「本部から交付される支部活動費、寄付金」と、「予算」とあるのは「支部予算」と、「役員会」とあるのは「支部役員会」と読み替えるものとする。

第6章 会則の変更その他

(会則の変更)

第33条 この会則を変更しようとするときは、役員会で3分の2以上の同意を得た後、総会の承認を得なければならない。

(その他)

第34条 この会則に定めるものの他必要な事項については会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この会則の施行時まで施行されていた旧会則は、本会則の施行時に綱領とする。
- 3 この会則の施行時の役員及び支部役員は、会則の施行日の前日に役員である者が引き続き役員となり、その任期は平成26年6月30日までとする。
- 4 この会則の施行の際の支部は、関東支部、近畿支部及び岡山支部とする。

附 則 (平成25年8月1日)

この会則は、平成25年8月1日から改正施行する。

附 則 (平成27年7月1日)

この会則は、平成27年7月1日から改正施行する。

役員選任規程

(目的)

第1条 会則第34条の規定により、会則第9条に規定する役員の選任及び同第28条に規定する支部役員の選任について、具体的な選任方法を定めることを目的とする。

(役員任期)

第2条 役員任期は、1年おきの7月1日に始まり、翌々年の6月30日をもって終わる。

(役員選任)

第3条 役員候補者は、会則第16条第4項第2号の規定により役員会で選任する。

2 前項の選任は、会員の自薦、役員による推薦、前任者の指名及び本人の同意による。

3 役員のうち会長及び副会長は、会則第9条第1項の規定により会員の互選により選出する。

4 前項の選出は、会則第15条第4号の規定により総会で行う。

5 役員のうち会長、副会長及び名誉会長以外の役員は、会則第9条第2項の規定により、会長が指名し、総会で承認を得る。

6 役員のうち名誉会長は、会則第9条第4項の規定により、会長が依頼し、総会で承認を得る。

7 前三項の総会は、会則第12条第1項の総会が招集される場合は総会とし、招集されない場合は同第13条第1項の誌上総会又は同第14条第1項のインターネット総会とする。

(誌上総会による選出)

第4条 誌上総会により選出する場合は、前条第4項及び第5項を一括して行う。

2 前条第1項で選任された役員候補者の氏名を旭川艇友誌に掲載して会員に周知する。

3 5月末を期限として、会員からの賛否及び意見を募集する。

4 前項の募集は、ホームページ掲示板への書き込み、電子メール、郵送又はファクシミリにより行う。

5 第3項の募集の結果を集計し、否決された職を除き、7月1日から役員を交代する。

6 否決された職については、会則第8条第3項の規定により前任者が引き続き務める。

7 前項の場合、翌年改めて選任手続きを行う。なお、その場合の任期は、会則第8条第1項ただし書の規定により、他の役員任期満了時に満了する。

8 第5項及び第6項の状況については、ホームページの掲載、試合結果の郵送時の同封等により会員に周知する。

(インターネット総会による選出)

第5条 前条の規定は、インターネット総会の場合に準用する。この場合において、「旭川艇友誌」とあるのは「ホームページ」と読み替えるものとする。

(支部役員選任)

第6条 支部役員についても前三条の規定を準用する。

(規程の変更)

第7条 この規程を変更しようとするときは、会則第16条第4項第2号の規定により役員会で議決ののち、同第15条第2号の規定により総会で決議する。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

経理規程

第1章 会計原則

(目的)

第1条 一般に公正妥当と認められる会計の原則に基づいて、会則第23条に規定する経理規程を定め、この会の財政状態を適正に把握し、この会の運営状況の改善向上に資することを目的とする。

(適用の原則)

第2条 会計報告書の用語、様式及び作成方法は、この規程に定めるところによるものとし、この規程において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる会計の基準に従うものとする。

(一般原則)

第3条 この会の会計・経理は、この会の財政状況に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。

2 この会の会計・経理は、すべての取引につき、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

3 この会の会計・経理は、会計報告書によって、会員に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、この会の運営状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

4 この会の会計・経理は、その処理の原則及び手続きを每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

5 この会の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて健全な会計処理をしなければならない。

6 会員に対する報告のため、信用目的のため、外部機関等への報告のため等種々の目的のために異なる形式の会計報告書を作成する必要がある場合、それらの内容は信頼し得る会計記録に基づいて作成されたものであって、事実の真実な表示をゆがめてはならない。

(会計報告書の勘定科目及び報告書様式)

第4条 会計報告書の勘定科目は、別表第1に、会計報告書の様式は別表第2によるものとする。ただし、別表第1の勘定科目どおり適用することが不合理になる場合は、一部統合又は省略しても差し支えない。

(会計期間)

第5条 この会の会計期間は、会則第22条の規定により1年とする。

(会計報告書の本質)

第6条 会計報告書は、会計年度末日におけるすべての収入及び支出を記載し、会員に対してこの会の財政状態を正しく表示するものでなければならない。

1 収入及び支出は、適当な区分、配列、分類及び評価の基準に従って記載しなければならない。

2 収入及び支出は、総額によって記載することを原則とし、収入の項目と支出の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を会計報告書から除去してはならない。

3 会計報告書の収入の合計金額は、支出の合計金額に一致しなければならない。

(会計報告書の区分)

第7条 会計報告書は、収入の部及び支出の部の2区分に分けなければならない。

(会計報告書科目の分類)

第8条 収入及び支出の各科目は、一定の基準に従って明瞭に分類しなければならない。

第2章 収支決算及び収支予算

(収支決算)

第9条 収支決算は、会則第21条第1項の規定により2月末日までに会長において会計報告書を作成し、同条同項及び会則第25条第1項の規定により監事の監査を経る。

2 監事は、会則第25条第2項の規定により監査結果を役員会に報告する。

3 収支決算は、会則第15条第1号の規定により、総会で承認を得る。

4 前項の総会は、会則第12条第1項の総会が招集される場合は総会とし、招集されない場合は同第13条第1項の誌上総会又は同第14条第1項のインターネット総会とする。

(誌上総会による承認)

第10条 誌上総会により承認する場合は、前条第1項で作成した会計報告書を旭川艇友誌に掲載して会員に周知する。

2 5月末を期限として、会員からの賛否及び意見を募集する。

3 前項の募集は、ホームページ掲示板への書き込み、電子メール、郵送又はファクシミリにより行う。

4 前項の募集の結果を集計し、否決の意見が会員総数の過半数に達しない場合は、承認されたものとみなす。

5 第3項の募集に寄せられた意見及び質問のうち、改善できる内容については改善するとともに、改善の有無によらず翌年の旭川艇友誌にその概略を掲載する。

(インターネット総会による承認)

第11条 前条の規定は、インターネット総会の場合に準用する。この場合において、「旭川艇友誌」とあるのは「ホームページ」と読み替えるものとする。

(収支予算)

第12条 会則第19条の規定により、前年の12月中に会長により編成し、同条及び会則第16条第4項の規定により役員会の同意を得る。

第3章 会計

(会計区分)

第13条 一般会計の他に、会則第19条の規定により特別寄付金特別会計及び新艇購入特別会計を設ける。

2 会費は、一般会計で収入する。

3 一般寄付金は、岡山大学漕艇部の会計で収入する。

4 特別寄付金は、特別寄付金特別会計で収入し、当該特別寄付金の目的を達成するために支出する。

5 新艇購入特別会計の支出は、新艇又はオールの購入若しくは既存艇の修繕に限る。

6 前二項の規定にかかわらず、他の用途に支出することがやむを得ないと認められる場合は、予め総会の同意を得るものとする。

(翌年度繰越金)

第14条 会則第21条第3項の規定により、会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越す。

2 次期繰越金は、当該会計年度の支出の部合計から次期繰越金を控除した額を上限と

し、残余については、新艇購入特別会計へ繰り出す。

第4章 支部

(支部会計)

第15条 支部会計についても前三条の規定を準用する。

第5章 規程の変更その他

(規程の変更)

第16条 この規程を変更しようとするときは、会則第16条第4項第2号の規定により役員会で議決ののち、同第15条第2号の規定により総会で決議する。

(その他)

第17条 この規程に定めるものの他必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

旅費規程

(遠征指導旅費)

第1条 岡山大学漕艇部が試合に出場することに伴い、会則第5条第4号に規定する監督又は社会人コーチが試合コースでの指導のため遠征する場合には、旅費を支給することができる。

(学生旅費)

第2条 岡山大学漕艇部部員が旭水艇友会本部又は支部が主催する行事に参加することに伴い、当該行事開催地へ旅行する場合には、旅費を支給することができる。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃及び宿泊料とする。

2 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃は、各旅行について、路程に応じ公共交通機関が定める旅客運賃等又は実費額のいずれか少ない額を支給する。

3 第2項の規定にかかわらず、自家用車による陸路旅行の場合には、当該陸路旅行に要した燃料代を上限に、会長が合理的と判断する額を支給する。

4 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たり1万円又は実費額のいずれか少ない額を支給する。

(旅費の計算)

第4条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 前項に規定する場合において、同一経路及び方法による旅行の運賃が更に2以上に区分されている場合には、最も安い運賃による。

(旅費の支給)

第5条 旅費の支給は、精算払を原則とする。

2 旅費を会計に請求する者は、実費額を証明する証票等を提示するものとする。

(規程の変更)

第6条 この規程を変更しようとするときは、会則第16条第4項第2号の規定により役員会で議決ののち、同第15条第2号の規定により総会で決議する。

(その他)

第7条 この規程に定めるものの他必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。